

ろくじすとクラブ設置要領

(名称)

第1条 この会は、ろくじすとクラブ（以下「この会」という。）と称する。

(目的)

第2条 この会は、意欲ある農林漁業経営者の農商工連携・6次産業化等により、付加価値を高める新商品の開発や国内外の市場における需要開拓、経営能力の向上や経営拡大などへの取り組みを会員相互が支援し、今後の地域農林水産業を主体的に支え、地域を担う農林漁業経営者を育成するとともに、企業会員が農林漁業者等との交流等を通じ、互いに持ち寄った農林水産業に関連する情報や技術をもとに、業種の枠を超えた新しいビジネスを創り出すことで、生産・加工・流通（販売）との一体化による農林漁業者等の所得増大など実需を創出していくことを目的とする。

(活動内容) 第3条 この会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 農林漁業者等の能力開発研修に関する活動
- (2) 農林漁業者等の経営改革に資する意見・情報交換に関する活動
- (3) 企業会員等に対する農林水産業情報の提供に関する活動
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この会の目的達成に必要な活動

(会員) 第4条 この会は、次に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 農林漁業者及び農林漁業者組織
- (2) 量販店、食品加工業者、食品流通業者等の食品関連企業
- (3) ホテル・旅館、金融機関
- (4) その他この会の目的に賛同する団体

(登録)

第5条 この会の登録を希望する者は、あらかじめ別に定める方法により、届け出るものとする。

(守秘義務)

第6条 会員は、この会の運営により知り得た会員に関する情報を当該会員の承諾を得ることなく、第三者に開示してはならない。また、当該情報をこの会の運営以外の目的のために使用してはならない。

(登録内容の変更・退会)

第7条 この会の登録内容の変更又は退会をする場合は、あらかじめ別に定める方法により、行うものとする。

(事務局)

第8条 この会の事務局は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課に置く。

(解散)

第9条 この会は、その目的を達成したときに解散する。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。